



第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・数値目標

(1) 基本理念

本市では、「中津川市総合計画（平成27年度～令和8年度）」の将来都市像である「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」の実現に向けて様々な施策を推進してきました。また、文化スポーツに関する基本理念として「人々がかがやくまち中津川」を掲げ、政策の柱として「いきいきと暮らせるまち」を打ち出しています。

本計画の策定以降、社会情勢は変化し続けており、心と体の健全な発達を促し、人生をより充実したものとするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するスポーツ活動の推進がますます重要になっています。

このような状況を踏まえ、基本理念「スポーツで人と地域が かがやくまち なかつがわ」を継承し、豊かな自然環境と充実したスポーツ環境のもと、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康づくりと地域の絆を深める、いきいきと暮らせるまちを目指すための施策を展開します。

スポーツで人と地域が かがやくまち なかつがわ

(2) 数値目標

本計画では、基本理念である「スポーツで人と地域が かがやくまち なかつがわ」の実現に向けて、成人の週1回以上のスポーツ実施率を数値目標として設定しています。

国のスポーツ基本計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度にすることを目標としています。それを踏まえ、本計画の数値目標を以下のとおりに設定します。

**成人の週1回以上のスポーツ実施率を、
現状の44.7%から、令和8年度までに65%以上にします！**

平成26年度	令和2年度	令和8年度
31.2%	44.7%	3人に2人以上
	(計画当初目標値 50%)	

2 基本方針

基本理念の実現に向け、スポーツ活動を推進するにあたっての基本方針を、以下のとおり設定します。

基本方針1 生涯にわたるスポーツ活動の推進「一市民1スポーツ」

スポーツの推進には、健康増進や体力向上、精神修養、青少年の成長、地域コミュニティの活性化などの様々な効果が期待されています。しかし、本市のスポーツ実施率からも分かるように、仕事や家事で忙しい、スポーツ施設が身近にないといった理由から、全ての人がスポーツに親しむことができているわけではありません。

しかし、野球やサッカーといったいわゆる競技スポーツ以外に、ランニングやジョギング、ウォーキング、健康体操といった身体活動などの生涯スポーツも人気があり、市民一人ひとりが、自分のライフステージに合わせて、身近なスポーツを取り入れることで、スポーツに取り組む裾野を広げていきます。

基本方針2 スポーツを通じた地域づくりの推進「スポーツが深める地域の絆」

近年、少子高齢化や空き家の増加などが問題視されており、地域コミュニティの崩壊も危惧されています。本市においても少子高齢化の影響は顕著に表れており、近頃は子どもが外で遊ぶ姿を見なくなったという声も聞かれます。

市では、各地域においてスポーツ教室・行事を開催しており、スポーツの振興による地域コミュニティの維持・活性化を進めています。こうした地域コミュニティづくりを継続して進めていくとともに、総合型地域スポーツクラブを中心として、世代間を超えた交流の促進を図ります。

基本方針3 スポーツに親しむことのできる環境の整備・充実「充実したスポーツ環境」

本市には比較的充実したスポーツ環境が整っています。一方で、総面積が676.45km²、県下6番目の広さを持つ本市では、全ての人の身近にスポーツ環境が整っているとは言えません。特に、少子高齢化が進む中、健康づくりを目的とした運動の需要が高い高齢者においては、スポーツ施設に行く手段も限られており、スポーツ活動が制限されてしまう現状にあります。

こうしたことを踏まえ、身近で気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備を図るため、各地域にウォーキング・ジョギングコースの設定を積極的に行いました。こうしたスポーツ環境だけでなく、公民館講座での健康づくり教室や、スポーツ指導者や関係団体の支援・連携、情報の提供といったソフト面の充実を図ります。また、既存施設の維持管理の面から、「市有財産（施設）運用管理マスタープラン」による統廃合をはじめとする施設の適切な維持管理も推進します。

スポーツで人と地域が
かがやくまち
なかっがわ

1
生涯にわたるスポーツ活動の
推進
「一市民1スポーツ」

- 1 子どもが楽しめるスポーツ活動の推進
- 2 成人期におけるスポーツ機会の充実
- 3 高齢者、障がい者のスポーツ活動の推進
- 4 競技スポーツの振興

2
スポーツを通じた地域づくり
の推進
「スポーツが深める地域の絆」

- 1 スポーツ推進委員の活動支援
- 2 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- 3 地域のスポーツ活動の推進

3
スポーツに親しむことのできる
環境の整備・充実
「充実したスポーツ環境」

- 1 スポーツ施設・設備の整備・充実
- 2 スポーツ施設の利用促進
- 3 スポーツ団体・指導者の育成・支援
- 4 スポーツに関する情報やニーズの把握と活用

- (1) 幼児期からの運動習慣づくり
- (2) 学校体育の推進とクラブ活動の活性化
- (3) 学校と地域との連携
- (4) 子どもの夢の推進
- (1) スポーツを楽しむきっかけづくり
- (2) 多様なニーズに応じたスポーツ機会の提供
- (3) スポーツを通じた健康づくりの推進
- (4) 「スポーツプログラムサービス」の提供
- (1) 高齢者のスポーツ参加の支援
- (2) 障がい者のスポーツ参加の支援
- (1) アスリートの育成・活動支援
- (2) 優れたスポーツを観る・ふれる機会の充実
- (3) 競技スポーツ意識の高揚
- (1) スポーツ推進委員の育成及び活動しやすい環境の整備
- (1) 総合型地域スポーツクラブの設立支援
- (2) 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- (1) スポーツ行事の開催
- (2) 地域スポーツと企業・大学との連携
- (3) 地域資源を活かしたスポーツ活動の推進
- (1) 安心・安全なスポーツ環境の維持
- (2) ウォーキング・ジョギングコースの活用促進
- (3) スポーツツーリズムの拠点としての活用
- (4) 「市有財産（施設）運用管理マスタープラン」に基づく施設管理
- (1) 地域・関係団体による指定管理
- (2) 学校開放施設の活用促進
- (3) 利用者ニーズに応じた施設利用方法の見直し
- (4) スポーツ施設の利用料金の見直し
- (1) スポーツ関係団体の活動支援
- (2) スポーツ指導者登録バンクの活用
- (3) スポーツ指導者の育成
- (1) スポーツ情報の発信
- (2) スポーツに関する市民ニーズの把握